

Press Release

報道関係者 各位

平成26年8月7日
社会・援護局簡素な給付措置支給業務室
(担当・内線) 企画官 乗越 (2122)
室長補佐 西澤 (2128)
(電話直通) 03 (3595) 3533
(電話代表) 03 (5253) 1111
年金局事業企画課
(担当・内線) 課長 赤澤 (3571)
課長補佐 中園 (3589)
(電話直通) 03 (3595) 2793

臨時福祉給付金の加算措置対象者の見直し

- 臨時福祉給付金(※1)については、原則として一人10,000円ですが、老齢基礎年金等の受給者については、10,000円に加えて5,000円の加算(※2)が行われることになっております。

※1 平成26年4月からの消費税率引上げによる負担を緩和するため、住民税が課されていない方に支給するもの。

※2 消費税率引上げと同時に実施された年金の特例水準解消への対応。

- 5,000円の加算対象となる基礎年金等の受給者の要件については、「平成26年3月分の受給権があり、かつ、同年4月の特例水準解消の影響を受ける者(同年4月分又は5月分の受給者に限る。)」としていましたが、「平成26年4月の特例水準解消の影響を受ける者(同年4月分又は5月分の受給者に限る。)」と見直すこととしました。(見直しの考え方と今後の対応については、別紙を参照ください。)

- 本日付で、「臨時福祉給付金支給要領」(平成26年2月12日社会・援護局長通知)や関連する事務連絡の改正を行いましたので、お知らせいたします。

- 国民の皆様からのご質問等については、厚生労働省に設置されている「2つの給付金専用ダイヤル」において対応いたします。

【専用ダイヤル】

みな いいきゅうふ
0570-037-192

(受付時間 9:00~18:00)

<別紙>

臨時福祉給付金の加算措置対象者の見直しの考え方と今後の対応

1. 経緯と見直しの理由

- 市町村が加算対象者の確認事務を行うためのリストについては、本年6月に日本年金機構から各市町村に情報提供したところです。
- 今般、このリストの中に、従来の要領に定められていた「3月分の年金の受給権があり、4月分又は5月分の年金が6月支払期に支払われる方」のほか、「3月分の年金の受給権はないが、4月分又は5月分の年金が6月支払期に支払われる方」が含まれていました。
 - ※ 日本年金機構から送付したリストにおける加算対象者は、約1,100万人。このうち、今回判明した「3月分の年金の受給権はないが、4月分又は5月分の年金が6月支払期に支払われる方」の加算対象者は、約10万人。
- これを機に、加算対象者の要件について再検討を行いました。その結果、従来の要領に定められていた「3月分の年金の受給権があり、4月分又は5月分の年金が6月支払期に支払われる方」の中には、実際には支給停止により3月分の年金の受給がない方もいらっしゃることを踏まえれば、3月分の年金の受給権の有無にかかわらず、4月分又は5月分の基礎年金等を受給する方々すべてを加算の対象とすることが適当と判断しました。

2. 今後の対応

- 今般の国の支給要領の改正を踏まえ、各市町村において、支給要綱の改正等の適切な措置を行っていただくよう、お願いしてまいります。
- 今般加算の対象とした「平成26年3月分の年金の受給権はないが、4月分又は5月分の年金が6月支払期に支払われる方」は、日本年金機構から市町村に送付したリストに含まれているので、これに基づいて既に支給などを実施している市町村においては、新たな手続などは生じません。
 - 今般の加算の対象とした方で、加算を受けていない方に対しては、市町村において、追加の加算申請の勧奨を行っていただくよう、お願いしてまいります。
- 日本年金機構においては、今般市町村に送付された加算対象者のリストが当初の要領の定めのおりとなっていなかったことについて、事実関係を精査の上、再発防止策を含めた必要な措置を講じます。